

歳末たすけあい運動

平成29年度

「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」



「クリスマスのハートの型」 木村真実 Artbility ※この作品は障害者アーティストによる作品です

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

歳末たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民のたすけあいの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、地域での安心 安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、様々な取り組みに活用されています。

孤立した高齢者を狙う悪徳商法や、子どもの安全を脅かす

様々な事件。多発する地震などの自然災害。現在、地域の中には、公的なサービスや制度だけでは解決されない問題が山積しています。大都市東京においても、改めて「地域のつながり」を再生させ、身近な地域で支えあう「地域の福祉力」を高めていくことが求められています。歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は、そのような地域に根差した福祉活動を進めるために、有効に使わせていただきます。

お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。
詳細は赤い羽根データベース「はねっと」をご覧ください。

つながり こそえあつみんなの地域づくり

◆ 募金の使いみち

- みなさんからお寄せいただいた募金は、この地域の「地域福祉活動費」や「見舞金」として配分されます。「地域福祉活動費」は、地域の生活課題に応じて、下記枠内のような取組みに配分されます。「見舞金」は、寝たきり高齢者や認知症高齢者を自宅で介護される世帯や、支援を必要とする世帯などへ配分されます。

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| ■ 地域の縁側として誰もが気軽に集まれる「ふれあい・いきいきサロン」 | ■ 地域に根ざしたボランティア団体や福祉団体の行事や活動への助成 |
| ■ 小学生の登下校時やひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ活動」 | ■ 災害ボランティア養成講座など、地域住民を対象とした講座や研修会の開催 |
| ■ 町会・自治会単位など、小地域でのささえあい活動 | ■ 生活上の困りごとを支えるきめ細かな在宅福祉サービスの展開 など |

- 平成28年度の東京都全体の配分実績総額は5億599万円で、内訳は「地域福祉活動費」が4億2,395万円、「見舞金」が8,204万円でした。区市町村ごとの募金の使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」(<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>) で検索いただけます。



◆ 地域福祉活動費を活用した都内の取組み事例

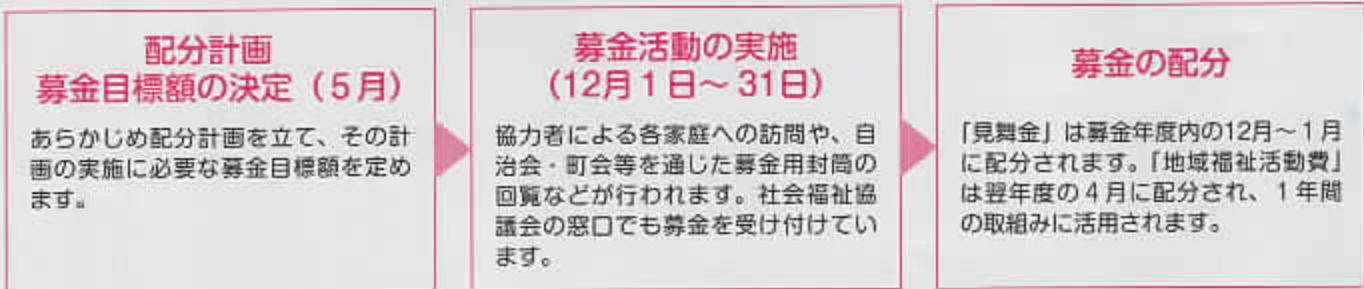
● 地域啓発 ささえあい活動事業「ユニバーサルウォーク」 (荒川区社会福祉協議会)

老若男女、多様な文化や価値観の人たちが自分たちの住む地域の良さを課題を再確認し、共に支えあえる街づくりを目指し、「バリアフリー」「防災」という視点での街歩きを毎年実施しています。災害時に支援が必要な方も含めた地域住民と一緒に歩くことで、発災時に街で障害となる箇所や、実際にどのような声掛けが必要か等を確認することが出来ます。当事者団体、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、行政等が共に要援護者への支援のあり方を考え、見守りのネットワークづくりを行っています。

● ふれあい いきいきサロン運営費助成事業 (東村山市社会福祉協議会)

ふれあい・いきいきサロンは、地域の人たちが楽しみながらつながりづくりを進める活動で、東村山市社協では現在50カ所のサロンに助成しています。「親子のひろばどんぐり」もその一つ。今年で立ち上げ9年目になり、毎月多くの親子が参加しています。子育ての核となる場がこの地域にはありませんでしたが、その状況を少しでも改善するために、活動が始まりました。若い親子の居場所としてのひろばですが、年配のスタッフも子育てのアドバイザーをするなど、多世代交流の場にもなっています。

◆ 募金が配分されるまで



◆ 歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金運動の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、地域の社会福祉協議会にご連絡ください。

税制上の優遇措置の内容 ※詳しくは東京都共同募金会までお問合せください。

- (個人の場合)** 所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象になります。
- **所得税に係わる寄附金控除額 (下記①、②のいずれか)**
 - ① 所得控除 寄附金額(年間所得の40%を限度とする額)－2千円
 - ② 税額控除 (寄附金額－2千円)×40%＝所得税額からの控除額 (所得税額の25%が限度)
 ※「所得控除」とは、寄附者のその年分(1月～12月)の課税対象となる所得から、該当される額が控除されることをいいます。「税額控除」とは、納付すべき税の額から該当する金額が控除されることをいいます。
 - **住民税に係わる寄附金税額控除額**
 [寄附金額(年間所得の30%を限度とする額)－2千円]×10%
- (法人の場合)** 株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。

(お問合せ)

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会
 〒167-0051 杉並区荻窪5-15-13 あんさんふる荻窪5階
TEL 03-5347-1017

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
 〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1
TEL 03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会
 〒169-0072 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201
TEL 03-5292-3181